

1 特定不妊治療とは

特定不妊治療とは、体外受精・顕微授精を伴う不妊治療を指します。

「治療計画の作成・採卵準備・採卵受精・移植・妊娠確認（医師の判断による中止を含む）」の一連の流れが、1回の治療になります。

2 先進医療とは

先進医療とは、厚生労働大臣が告示した治療及び技術を指します。

令和6年7月1日時点で告示されている先進医療は以下のとおりです。

- (1) 子宮内膜刺激胚移植法（S E E T 法）
- (2) タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養
- (3) 子宮内膜擦過術（子宮内膜スクラッチ）
- (4) ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（P I C S I）
- (5) 子宮内膜受容能検査（E R A・E R P e a k）
- (6) 子宮内細菌叢検査（E M M A・A L I C E）
- (7) 強拡大顕微鏡による形態良好精子の選別（I M S I）
- (8) 二段階胚移植法
- (9) 子宮内細菌叢検査（子宮内フローラ検査）
- (10) タクロリムス投与療法
- (11) 膜構造を用いた生理学的精子選択術（マイクロ流体技術を用いた精子選別）
- (12) 着床前胚異数性検査（P G T - A）

3 当市の過去の不妊治療での妊娠率

年度	第一段階妊娠率	第二段階妊娠率
平成 29 年度	14%	38%
平成 30 年度	14%	36%
令和元年度	16%	42%
令和 2 年度	11%	34%
令和 3 年度	16%	35%
令和 4 年度	9%	37%

第一段階：一般不妊治療で、「タイミング法」や「人工授精」のこと

第二段階：特定不妊治療で、「体外受精」や「顕微授精」のこと